

年 月 日

様

株式会社 早稲田イーライフ京都

デイサービス

早稲田イーライフ花園



契 約 書

—指定地域密着型通所介護事業—

介護給付・介護予防型

デイサービス早稲田イーライフ花園 サービス利用契約書

デイサービス早稲田イーライフ花園を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受け、下記の通りデイサービス早稲田イーライフ花園との（指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防型デイサービス）契約を締結します。

（当事者の表示）

_____（以下「利用者」という）とデイサービス早稲田イーライフ花園（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行うデイサービス早稲田イーライフ花園のサービスについて、次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条

1. 事業者は、利用者に対して、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする事を目指して、デイサービス早稲田イーライフ花園のサービスを提供します。
2. 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の意向を十分に尊重すると共に、利用者の立場に立って公正かつ適切な方法によって行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、利用者の要介護状態区分、本契約書末尾にその写しが添付されている、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見及び居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、介護計画を作成し、これに従って利用者に対しサービスを提供します。
3. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

（契約期間と更新）

第2条

1. この契約の期間は、_____年_____月_____日から介護保険被保険者証等の有効期間満了までとします。（事業対象者除く）
介護認定満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
2. この契約は、契約満了の1ヶ月前までに利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合は、事業者は利用者に対し、契約の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、その旨の確認書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。
3. 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合、事業者は他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

(通所介護計画の作成・変更)

第3条

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。
2. 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止又は予防に資するよう、デイサービス早稲田イーライフ花園の目標を設定し、前項に規定する「通所介護計画」に基づき計画的にサービス提供を行います。
3. 事業者は、利用者が通所介護計画及びその内容の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能な時は、速やかに「通所介護計画」の変更等の対応を行います。
居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
4. 事業者は、サービス内容を変更した場合、この「通所介護計画」の内容及び利用料を具体的に説明し、利用者及びその家族に利用サービス変更合意書を交わします。

(サービスの内容及びその提供)

第4条

1. 利用者が提供を受ける デイサービス早稲田イーライフ花園のサービス内容は「重要事項説明書」に定めた通りです。
2. 事業者は、「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
3. 事業者は、「通所介護計画」に沿って、「重要事項説明書」に定めた内容のサービスを提供します。
4. 事業者は、完結したサービス提供記録を5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又はコピーを交付します。

(緊急時の対応)

第5条

事業者は、デイサービス早稲田イーライフ花園にてサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(秘密保持)

第6条

1. 個人情報保護法に基づく事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。尚、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書で得ない限りサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第7条

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(利用者負担金及びその変更)

第8条

1. 利用者はサービスの対価として、「重要事項説明書」に定める利用単位ごとの利用者負担金をもとに月毎に算定された料金を支払います。
2. 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものは、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

(利用者負担金の滞納)

第9条

1. 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合、及び利用者負担金を支払わない場合、事業者は10日以上期間を定めて、契約を解約する旨の催告をする事が出来ます。
2. 前項の催告をしたときは、事業者は、「居宅サービス計画」を作成した介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
3. 事業者は、前項に定める調整の努力を行います。
4. 事業者は、前項の規定により解約に至るまで、滞納を理由としてサービスの提供を拒む事はありません。

(契約の終了)

第10条

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1. 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
2. 利用者の要介護認定が、自立（非該当）と認定されたとき（事業対象者除く）
3. 利用者が死亡したとき
4. 利用者の解約権に基づき、利用者から解約の意思表示がなされたとき
あるいは予告期間が満了したとき

(利用者の解約権)

第11条

1. 利用者は事業者に対し、契約終了希望日の1ヶ月前までに通知することにより、この契約を解約することができます。
尚、この場合、事業者は利用者に対し文書による通知を求めることができます。
但し、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、守秘義務に反したとき
 - (3) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - (4) 事業者が、破産申立てをしたとき

(事業者の解約権)

第12条

1. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
2. 事業者は、利用者又はその家族などが事業者やサービス提供を行う職員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったとき、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
3. 契約の解約又は終了に際しては、事業者は居宅介護支援事業者又はその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(相談・苦情処理)

第13条

1. 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス早稲田イーライフ花園に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。
2. 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
尚、当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

名称	株式会社早稲田イーライフ京都 事務局
電話・FAX	075-392-8600
受付時間	9:00~17:00 (月~金曜日) ※祝日・12/29~1/3・5/3~5/5・8/14~8/16は除く

(利用者代理人)

第14条

利用者は、代理人を選任し、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(裁判管轄)

第15条

この契約に関する紛争は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第16条

1. 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保管します。
2. 前項の介護サービスの提供に関する日々の記録には下記事項を記載するものとします。
 - ① 介護に関する事項
 - ② 血圧・脈拍・体温など
3. 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ、利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。

(利用時のお願い事項)

第17条

1. 利用中は全て禁煙となります。（送迎車内も含む）
2. 利用時の送迎はご自宅・事業所のみとします。
3. 利用中の事業所外への外出及びお買い物等の私用はご遠慮願います。
4. 飲酒状態での利用はご遠慮願います。

(その他)

第18条

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を遵守し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1通を有するものとします。

《契約書署名欄》

年 月 日

[事業者]

事業者名 株式会社 早稲田イーライフ京都

所在地 京都市西京区桂朝日町 151

代表者名 代表取締役 西村 敦史

印

[事業所]

事業所名 デイサービス早稲田イーライフ花園

所在地 京都市右京区花園藪ノ下町 3 桐ビル 1 階

管理者名 山田 綾

説明者職種

説明者氏名

印

私（利用者）は、契約書及び重要事項説明書に基づいて事業者から説明を受けた上で契約を締結致します。

[利用者]

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ FAX _____

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認しました。

[利用者代理人（選任した場合）]（続柄： _____）

住 所 _____

氏 名 _____

署名代行の理由（ _____ ）

立会人：私は（ _____ ）として、この契約に立会いました。

住 所 _____

氏 名 _____

《個人情報使用同意書》

私の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的
 - (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
 - (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設等に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
2. 使用する事業者の範囲
利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
3. 使用する期間
契約で定める期間
4. 条件
 - (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
 - (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

株式会社早稲田イーライフ京都殿

年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<家族>

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者>

住 所 _____

氏 名 _____